野洲駅南口周辺整備特別委員会　会議録

１．招集年月日	令和８年１０月２３日（金）　　開会　午前９時３０分 閉会　午後０時０６分
２．場　　所	本館３階　第１委員会室
３．出席委員	◎工藤義明　○岩井智惠子　荒川泰宏　石川恵美
	稲垣誠亮　遠藤総一郎　奥山文市郎　木下伸一
	田中陽介　田中　遼　東郷克己　永島知香　野並享子
	橋　完司　益川教智　山岡卓治　山本　剛　以上１７名
	オブザーバー　議長　津村俊二
４．欠席委員	なし
５．説　明　員	別紙のとおり
６．事務局職員	局長：辻昭典　次長：行俊勉　書記：棚橋萌永
７．付議事件	野洲駅南口周辺整備事業の進捗について
８．協議事項	なし
９．その他	なし
１０．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年１１月２日

野洲駅南口周辺整備特別委員会
委員長　　工藤　義明　　印

野洲駅南口周辺整備特別委員会（出席説明員）

令和８年１０月２３日

市　長	櫻　本　直　樹
副市長	林　　毅
政策調整部政策監	小　池　秀　明
やす未来創造課長	浅　田　智　弘
やす未来創造課係長	堀　井　大　輔
やす未来創造課主任	杉　田　亮　太
市民部長	井　狩　　勝
市民部次長	山　本　定　亮

～～～

それでは、次第に従い、進行いたします。

本日の資料は、タブレットに掲載の資料をご覧いただくようにお願いします。

次第４、付議事件、Ｄブロックの整備方針についてを議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

政策調整部やす未来創造課からお願いいたします。どうぞ。

○やす未来創造課長（浅田智弘）　皆様方、改めまして、おはようございます。やす未来創造課の浅田でございます。

それでは、私のほうから、お手元の資料に基づきまして、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。なお、説明の際、前の画面にも私が説明している箇所を示しておりますので、もし途中でどこかということになりましたら、前を参考にしていただければと思います。

それでは、資料をめくっていただきまして、１ページをご覧ください。

まず、今回の特別委員会での説明内容、検討経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。ご存じのとおり、ＪＲ野洲駅南口周辺整備事業の対象事業地は市有地約２万６，０００平米でございまして、その市有地をＡからＥの５つのブロックに区分いたしまして、活用検討を進めているところでございます。昨年度、改定させていただきました野洲駅南口周辺整備構想では、活性化ゾーンに位置しております最大面積を有するＤブロックをゾーンの核として、駅南口周辺の人流創出とにぎわいの波及を担う重要なブロックとしていたところでございます。構想では、Ｄブロックの機能検討方針として３つの案をお示しさせていただきまして、今年度はこれをベースに検討を進めていくこととしておりました。

今回、これらの３案につきまして、期待される効果、事業規模等などを踏まえまして、Ｄブロックの整備方針につきまして整理をいたしましたので、本委員会におきましてご説明をさせていただくというものでございます。

続きまして、目次・資料構成でございますが、今回の資料につきましては、大きく３つのパートになっておりまして、背景・経緯、Ｄブロックの機能の検討、それから、今後の進め方、この順番にご説明をさせていただきたいと思っております。

次のページでございます。

背景・経緯でございます。

めくっていただきまして、４ページでございます。ページ数のナンバーにつきましては、各資料の右下のほうに記載しておりますので、また、ご参照ください。

４ページ、こちらは現状と課題でございます。現在の野洲駅南口周辺地域の現状を図示しております。区域の中には、文化ホールや小劇場、幼稚園など、様々な公共施設や低未利用地などがございまして、エリア全体を一体的に検討するという必要があるということで整理をしているところでございます。

次のページでございます。

ここでは昨年度見直しをさせていただきました野洲駅南口周辺整備構想のコンセプトのほうを改めてお示しをさせていただいております。構想全体の考え方は、人と人とがつながることで生まれるにぎわいづくりでございまして、様々な人が出会い交流できる空間をつくることで、にぎわいの創出を目指していきたいということでございます。そのため、この地区全体を２つのゾーン、駅前にぎわいゾーンと活性化ゾーンに区分いたしまして、これらのゾーンの間に人の流れを生み出すことで、地区全体のにぎわいづくりにつながるというふうに考えているところでございます。

その中でも、今回、整備方針案をお示しさせていただきます。Ｄブロック、黄色のちょっと濃いところでございますが、こちらのエリアにつきましては、この駅前のゾーンの中での一番奥、最も奥のほうにございまして、さらに最大の面積を誇るブロックでございます。ここに駅からの人流創出やにぎわい波及などの効果が期待できる、活性化ゾーンの核となる、こういった場所としてここには期待をしているというところでございます。

次のページでございます。６ページでございます。

こういった考え方のもと、Ｄブロックにつきましては、整備構想におきまして、今年度の基本計画策定に向けた検討のベースとなる３つの案をお示しさせていただいたところでございます。

１つ目は、文化ホールの大規模改修案でございます。この案は、既存の文化ホールの機能や設備を更新していくというような考えでございます。

２つ目は、エンターテインメントアリーナ整備案でございます。こちらはスポーツやイベント、音楽興行など多様な用途に使える施設を整備する案で、市内外からの人流の創出が見込めるというふうに考えているところでございます。

３つ目は企業オフィス誘致案でございます。新たな雇用や昼間人口を生み出し、周辺のビジネス利用を促進することを目指す案でございます。

なお、この案につきましては、小劇場機能を新たに整備することで、文化活動拠点を確保するということとしているところでございます。それぞれに異なる効果と課題がござい

ますため、野洲駅南口全体への波及効果、事業の実現性、将来の運営負担など、総合的に比較することを目的に、今年度、この３案についての検討を進めてまいったところでございます。

続きまして、次のページでございますが、ここからは、今申し上げましたＤブロックの３案につきまして、具体的に検討した内容についてのご説明をさせていただきます。

なお、各案に対する期待される効果及び課題、それから、整備等に関する直近の検討内容等を整理しているものでございます。

次のページ、８ページをご覧ください。

このページでは、文化ホールを大規模改修した場合に期待される効果と課題、また、整備等に関する検討内容を整理してございます。他の案にも共通しておりますが、左側にございます期待される効果及び課題、５つの効果でございますが、これにつきましては、同様に、他の案でも整理をしているところでございます。

では、文化ホールの大規模改修案についてでございますが、文化機能の維持につきましては、既存の文化ホールの機能の施設改修ということになりますので、今までの文化機能のほうは当然維持が可能となっております。ただし、前回、特別委員会等でもご説明させていただきましたが、席数減少ということになりまして、施設としてはグレードダウンしてしまうというところで、にぎわいの創出という観点では、利用者目線での魅力は減少するということも考えられるのかなというふうに整理をしているところでございます。

また、周辺空間の形成や魅力づくり、こういった観点では、既存施設の改修ということでございますので、商業・業務の空間形成が新たにつくられると、そういったことは想定しづらいというところから、現状からの魅力向上につながるような変化というのは、ちょっと想定はしにくいかなというふうに考えているところでございます。

安全・安心なまちづくりという観点では、防災面での活用といたしまして、収容人数のキャパシティー制限はございますが、一時的な避難所等の利用は想定されるというふうに考えているところでございます。

右側の検討内容でございますが、こちらにつきましては、次ページ以降でご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、ページをめくっていただきまして、９ページでございます。

こちらのほうでは文化ホールの大規模改修案に係る事業費のほうを整理させていただいております。これらにつきましては、以前の文化ホールの改修のときにご説明させていた

だいた内容がベースになってございます。左側の文化ホール大規模改修及び小劇場解体に関する試算でございます。大規模改修費といたしまして、小劇場の解体費を含めまして、約３９億円を想定しておりまして、収入と支出を差引きいたしました運営収支、下のほうになりますが、こちらのほうは、年間で約マイナス９，０００万円というふうな想定をしているところでございます。この算定につきましては、先ほども申し上げましたが、昨年度の結果、それから、運営収支につきましては過去の運営実績、こういったものをベースに算定をさせていただいております。

右側の幼稚園の解体の試算でございますが、解体費につきましては、現況の建築市況をもとに計算をさせていただいております。こちらのほうは金額が１．２億円ということでございます。

当案を採用した場合には、市といたしましては、文化ホールの大規模改修及び小劇場・幼稚園の除却費用、それを含めまして約４０億円、それから、年間の収支といたしまして、９，０００万円の市負担といったものが発生するというような算定をしているところでございます。

次のページでございます。

こちらも以前の特別委員会でお示しした内容と重複はいたしますが、改修内容及び課題を改めて整理をさせていただいております。改修内容につきましては、設備・施設の更新や安全性を向上するといった内容となってございますが、課題といたしましては、先ほど申し上げました席数の減少でありますとか、バリアフリー対策が不十分であるところとか、こういったところが課題として上がっていたというところでございます。

以上が文化ホールのほうの説明となります。

続きまして、１１ページ、次のページ、エンターテインメントアリーナ整備のほうでございます。こちらのほうも、同様に効果・課題等を整理しております。

まず、文化機能の維持につきましては、今回、アリーナの建設に加えまして多目的ホールを同時に整備することにより、市民の方々が見たり活動する、そういう意味での十分な規模の施設のほうは再整備できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、アリーナでのプロスポーツや音楽等の興行を通じまして、市内外からの多くの来街者によりまして人流が生まれ、にぎわいの創出が見込まれ、ひいては周辺への滞在・消費機会が生まれる可能性があるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、駅前に集客が見込まれる施設が整備されることで、シビックプライドでありますとか、まちの認知度向上、こういったことの可能性や、また、防災機能を備えた施設というようなことも考えられるということでございます。

右側のほうにはボリューム設計や、整備費等をまとめたものを記載させていただいておりますが、これも、次のページ以降で詳細をご説明させていただきたいと思います。

それでは、１２ページをお開けください。

この１２ページ、それから、次の１３ページにわたりまして、エンターテインメントアリーナの施設ボリュームについての検討結果をお示しさせていただいております。敷地条件、法的制限などを踏まえまして、整備可能な施設ボリュームというのを２パターンお示しさせていただいております。なお、この施設ボリュームの検討といいますのは、今申し上げました敷地の条件等を踏まえまして、本当にこのＤブロックにアリーナが配置可能なのか、こういった観点でのシミュレーションをしたというものでございますので、そこにご留意を頂きたいと思います。

まず、１つ目のパターン、この１２ページのパターンでございますが、四方に座席を配置したパターンというものでございます。延べ床面積は約１万３，２００平米。建築面積が約７，１００平米。客席が３階までとなりまして、建物全体の高さは２１メートルを想定しております。整備する際には、周囲への日影規制、これは日影のことでございますが、などの法的制限がございまして、それらを満たしつつアリーナの席数を最大限確保すると、こういった観点から検討した結果、ＪＲの線路側にアリーナを配置いたしまして、野洲駅側のほうにサブアリーナと小劇場の機能を併せ持った多目的ホールを配置という形で、ボリュームのほうを検討しているところでございます。席数につきましては、このパターンでスポーツ時で約５，３００席、音楽等の興行時で約７，６００席というふうな想定をしているところでございます。

続きまして、１３ページでございます。

こちらのほうは２つ目のパターンということで、このパターンは先ほどの案よりも、席数のほうを増やすと、こういった場合の考え方でのものでございます。ご覧のとおり形状をコの字型にすることによりまして、建物の高さを若干上げることで、スポーツ時での席数で約１，１００席増の６，４００席、音楽等の興行時で約８００席増の８，４００席、こちらのほうを想定しているところでございます。

なお、延べ床面積は、こちらの案でいきますと約１万９，０００平米。客席は、先ほど

パターンと同様に３階までということになりますが、建物の高さは若干ありまして、２４メートルということでございます。こちらのほうも先ほどと同様、規制等のものはクリアできるというふうに考えているところでございます。

なお、このパターンにおきましては、先ほど申し上げました多目的ホール、こちらのほうはこのアリーナの形状に合わせまして、９０度回転させて、こういった形での配置ということで、これも問題なく配置できるというふうに確認しているところでございます。

このように、座席の配置方法によりまして施設の規模や席数が異なってございますので、複数のケースを比較いたしまして、いずれのパターンでもＤブロックに配置可能ということで、ボリュームのほうの確認の検討はしているところでございます。

続きまして、次のページ、１４ページでございます。

このページでは、エンターテインメントアリーナ整備を行うときの事業スキームについてのまとめをさせていただいているものでございます。

エンターテインメントアリーナ整備におきまして、事業スキームを比較するに当たりまして、当初から市の財政的負担を鑑みまして、民間主導ということを目指し検討を進めていくということでしておりましたが、アリーナ整備におきまして、それぞれ想定される様々なスキームがございますので、今回このように整理をさせていただいているものでございます。

比較している方式でございますが、下の表にございます４つでございまして、左から民設民営、負担付寄附プラスコンセッション、ＢＴプラスコンセッション、それから、ＤＢプラスコンセッション、この４つでございますが、表の上のほうに矢印のところに記載をしておりますが、図の左側に行くほど民設としての性格が強くなり、右側に行けば行くほど公設、公としての性格が強くなるということでございます。

まず、民設民営でございますが、この方式は、市が民間事業者に土地のほうを貸与いたしまして、民間事業者が施設の整備・運営を全て行うというものでございます。この事業スキームにつきましては、当然民間で全て行っていただきますので、市の関与が最も少ない方式ということでございます。

次に、その右の負担付寄附以降でございますが、そこから右の３つのスキームにつきましては、全て同じようにコンセッション方式というふうに記載をさせていただいております。このコンセッション方式といいますのは、施設の運営を民間に担ってもらうという方式でございます。今回のスキームの検討におきましては、いずれのこの３つの案、スキー

ムにつきましては、いずれも運営は民間に担ってもらうと、こういう形での比較検討をしているところでございます。

それでは、負担付寄附プラスコンセッションでございますが、この方式は、民間事業者が施設を整備した後に、市に施設を寄附していただくという方式でございます。市は、寄附を受ける際に、その対価といたしまして民間事業者に運営権のほうを設定するという形で、施設の管理運営も、その後、担っていただくと。ただし、施設の所有は市になるという方式でございます。

次に、ＢＴプラスコンセッションでございますが、こちらのほうはＰＦＩ法に基づきます事業方式の１つでございます。市が公募によりまして事業者を選定いたしまして、その選定いたしました民間事業者が施設を整備していただきます。その後、施設の所有権を市に移転すると、こういった方式でございます。その上で、市が民間事業者に運営権を設定するということで、これも先ほどと同じになりますが、民間事業者が施設の管理運営を担うという方式でございます。また、民間事業者は施設を活用して収益も得ることができるというような方式でございます。

それから、ＤＢプラスコンセッションでございますが、これは市が施設の設計・建設を一括して行う方式でございます。当然、施設の所有権は市が保有することになりまして、整備後、その市が整備したところに民間事業者に運営権を設定して、施設の管理運営を担ってもらうという方式でございます。その運営を担う民間事業者は、施設を活用して収益も得ることも可能というような方式でございます。

このように、それぞれの事業スキームにつきまして検討していきまして、それぞれ市の視点、民間事業者からの視点というふうに細かく整理をしておりますが、それぞれ特徴が当然ございます。民設の方向になればなるほど市の負担は減っていきまして、事業者の負担はかわりに増えていくと。ただし、運営面につきましては、当然、民設方向になれば事業者の自由度が高まっていくということになります。一方、公設方向のほうになりますと、その考え方が逆転していくということでございます。

このように、事業スキームというのは、それぞれの方式によりまして市と民間事業者の負担、役割、こういったものが異なってまいりますので、今後、事業の成立性や民間事業者の参画可能性を踏まえながら、慎重に検討していくような必要があるというふうに考えております。

なお、こちらのほうのスキームそれぞれに、分かりやすいように類似の事例というのを

表の下のほうに記載をさせていただいております。

民設民営というパターンでございましたら、神戸市にありますＧＬＩＯＮアリーナ神戸、それから、北海道北広島市にありますエスコンフィールドＨＯＫＫＡＩＤＯ、こういったものが上げられるところでございます。

負担付寄附の事例といたしましては、大阪にありますパナソニックスタジアム吹田、それから、現在検討されておられます愛知県安城市、広島市でのアリーナ整備のほうは、これに該当するということでございます。

また、ＢＴプラスコンセッションの事例では、愛知県のＩＧアリーナ、こちらのほうが上げられます。また、静岡市、愛知県豊橋市でも、この方式でのアリーナ整備の検討を進められているというところでございます。

それでは、次、１５ページ、次のページでございます。

エンターテインメントアリーナ整備の事業費でございます。こちらにつきましては、２ページにわたりまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、この１５ページでございますが、左側のほうに、今回、事業費を算定する前提条件というのをお示しさせていただいております。

今回検討しておりますアリーナの位置づけといたしましては、様々な用途を想定いたしておりまして、多目的エンターテインメントアリーナというような想定でございます。県内のプロスポーツチームなどの想定と、それ以外にも音楽興行等を想定しております。

施設規模でございますが、これにつきましては、ボリューム検討で説明させていただきました１２ページのパターンのほうで想定をしております。

事業スキームでございますが、こちらのほうは、市が当初から申し上げております民間主導により近い民設民営、負担付寄附プラスコンセッション、こういったものを想定して、これらのスキームで想定するということで、民間側の採算確保ができる事業条件といたしましては、文化機能等の公共利用に係る整備費の一部は市の負担ということも想定しながら算定というものを行っているところでございます。

算定には、稼働の想定というのも必要でございますので、先ほどご説明いたしました県内プロチームの利用の他、そういった利用につきましては、先進で同規模の事例でございます福井アリーナの事業計画（案)、こちらのほうを参考にさせていただきながら、利用日数の想定をさせていただいているところでございます。

まず、右側のほうですけれども、結果としてアリーナの整備の費用でございますが、建

設費が約１８１億円、設計費が約９億円、合計約１９０億円という想定をしてございます。

利用日数でございますが、その下になりますが、こちらのほうは先ほど言いました福井アリーナの事業計画を参考にしながら、表のとおり整理をさせていただいております。プロスポーツなどにつきましては、シーズンの予定などを参考に、日数のほうを算定しております。

なお、これらは現時点での試算でございまして、今後、施設の規模、運営方法、利用方法、そういったものを踏まえながら、実際の計算の場合には、もう少しそこは精査していく必要があるかと思いますが、今回はこういう形で算定をさせていただいているということでございます。

次のページ、１６ページでございます。

今申し上げましたような条件で運営のほうの収支のほうの算定のほうをさせていただいております。

なお、こちらのほう、民間主導の形で運営した場合の想定の単年度収支ということでのお示しでございます。参画していただける民間事業者の視点から見た収支ということでございますので、市の収支ではございませんので、お間違いのないようにお願いいたします。

算定につきましては、先進のアリーナ事例でありますとか、アリーナでの一般的な水準、そういった単価等を基に推定をして算定をしているというところでございますので、推定の算定ということでご理解をお願いいたします。

表の上段につきましては、アリーナの運営に係る収入といたしまして、アリーナ利用料などの貸館による収入と、それから、テナントなどの事業収入やネーミングライツなどのスポンサーなどからの収入、こういった非貸館収入、この２つの大きく区分、分類分けして算定のほうをしてございます。ご覧のとおり、アリーナ全体の今のこの収入の中で、プロスポーツや音楽興行などの利用料、ここが最もやはり大きな割合を占めてまいりますので、実際の計画をする段階では、こういった稼働面を意識した検討が必要というふうに、改めてそこは認識しているところでございます。

ただし、非貸館収入につきましても、全体の割合は低くはございますが、ネーミングライツなど一定の長期契約によりまして安定的な収入が見込めるところもございますので、こういったところも健全な運営を行う上では重要な要素というふうになると考えているところでございます。

これらの収入、全て合計をいたしますと、想定の年間収入でございますが、約９億５，

５００万円を想定しているところでございます。

その下、ちょっとグレーっぽくしたところでございますが、こちらのほうは、施設の維持管理など運営に係ります支出の経費のほうを算定してございます。当然、施設整備した後も適切な状態で使い続けるためには、日々の運営であるとか維持管理であるとかを見込んでいく必要がございますので、そういった経費を見込んでございます。

施設維持管理費につきましては、運営に係ります人件費をはじめ、設備修繕、水光熱費等の経常経費も含んで算定のほうをさせていただいております。

その他、市への、市有地を使うことになりますので市への土地の借地料、それから固都税、これは固定資産税と都市計画税のことでございますが、税金のところ、将来の修繕積立金、こういったものを合計させていただきますと、年間支出合計は約８億４，１００万円というふうに試算しております。

その下、営業利益ということで、こちらのほう、３つのパターンを示させていただいております。この営業利益の計上の仕方は、先ほど申し上げました事業スキームのやり方によりましても異なってまいりますので、あらゆる可能性を考慮いたしまして、今回は、３パターンのほうをお示しさせていただいているところでございます。

まず、パターン１は、今申し上げました収入と支出をそのまま差引きをしたものでございまして、こちらのほうで約１億１，４００万円の利益ということでございます。

それからパターン２、こちらのほうは、支出の中から、市への借地料、固都税の納付を免除するという場合でございます。この場合ですと、その分の支出経費が減ることになりますので、約２億６，８００万円の利益というふうになります。

最後にパターン３ですが、今申し上げました借地料・固都税に加え修繕積立金も計上しない、こういった場合でございますと約３億７，６００万円の利益と、こういったパターンで、利益パターンというのはこういった３つのパターンが想定されるかなということで試算をしているところでございます。

この算定結果、いずれのパターンにおきましても、営業利益のほうは出るということでなってございますが、ここの利益をいかに大きくできるかというところが、民間事業者の方々にご参画いただけるというところにつながるのではないかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、１７ページでございます。

こちらのほうは企業オフィス誘致のところでございます。こちらのほうも同様に評価の

ほうをさせていただいております。

まず、文化機能でございますが、新小劇場こちらのほうは、オフィスを整備する場合は新小劇場を整備するというふうに想定してございますので、市民の発表の場の確保というのはできるかなというふうに考えておりますが、既存の文化ホールのキャパシティーのものというのがなくなるということで、文化施設としての規模自体は縮小ということで、鑑賞の場としての機能は低下するかなというふうに一定評価をしているところでございます。

にぎわいの創出という面では、企業オフィスを誘致することによりまして、そこで働いていただける従業員の方々、それから取引業者さんの方々などの主に平日の日常的な人流、こういった創出が見込めるというふうに考えております。また、そのような人流が生まれることによりまして、滞在や消費の機会も生まれるという可能性があるというふうに考えております。

それから、日常的な人流が生まれるということで、にぎわうまちというような認識につながりまして、まちの期待感向上に寄与すると、こういった可能性もあるのかなというふうに想定しております。

一方、安全・安心なまちづくりというところの面でいきますと、オフィスという想定でございますので、防災機能の確保という面では、現状ではちょっとなかなか想定しにくいという課題はあるかなというふうに想定しているところでございます。

右側につきましては、事業費等の検討のまとめでございますので、こちらも同じく次のページ以降でご説明をさせていただきます。

１７ページでございます。

このページでは、企業オフィス誘致における施設ボリュームのパターンを２パターンで整理をさせていただいております。２パターン整理をさせていただいていますが、どちらの案につきましても、左にあります新小劇場の整備、これは共通のパターンでございますので、これは１つで検討しております。

左の新小劇場のボリューム検討ですが、既存の今現在ございます小劇場の用地、こちらのほうを活用いたしまして、同規模のものが整備可能というふうに結論づけております。また、こちらのほうは、現在の想定ではございますが、現在の敷地を利用することで、同規模も可能ですが、それよりも１回り大きな施設、こういったものも整備可能かなというふうに想定しているところでございます。

オフィス用地につきましては、２パターンをお示しさせていただいております。こちら

のパターンは、新小劇場用地の残りの部分、９，３８０平米を１つの区画としてやるのか、２つに割るのか、この違いということでございます。

なお、３分割以上となりますと、土地利用の観点から非合理的になってくるということがありますので、この２分割までが有効利用できる範囲かなということで整理をしてございます。その上で、現状の容積率での整備可能面積、道路幅員などを考慮した場合に可能な最大容積率での整備可能面積、それぞれお示しさせていただいております。

延べ床面積でいきますと、１区画とした場合、容積率によりまして、延べ床面積２万平米から５万平米の間で整備が可能ということで、オフィス機能としては十分な規模の施設が設けられる想定でございます。

これを２分割にいたしましても、それぞれ同様にこのような延床面積が確保できますよということで、こちらのボリュームのほうが可能という整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、１９ページ、次のページでございます。

こちらのほうは賃貸オフィス事業、今回、我々賃貸オフィス事業として想定をしておりますので、それを事業のモデルケースをもとに検討した結果のほうを記載させていただいております。

今回の検討に当たりまして、今回モデルケースといたしまして、８階建ての建物で、１階・２階に商業機能、それ以上のフロアに賃貸オフィスを入れると。こういったモデルとして検証をさせていただいております。賃貸オフィスでの歩合の計算でございますが、左のほうに周辺地域の相場等も書いておりますが、こういったものをベースに計算のほうをさせていただいております。

右側のほうにモデルケースの試算のほうを書かせていただいておりますが、こちらのほうの真ん中の下ぐらいに書いてまいりますが、この計算結果といたしまして、事業者の総投資額というのが約１０９億円という形での想定でございます。

なお、これにつきましては、先ほどの２区画に割ったときの１つにビルを建てるということですので、全体を２つ建てるということはその金額になりますが、一旦、８階建ての建物１棟でモデル計算をさせていただいております。

事業者の総投資額が１０９億円ということで、それを年間の賃料収入、そういったものを踏まえますと、最終的に下のほうにございますが、利回りといたしまして２．４％が見込まれるかなというふうに試算をしております。この２．４％というものでございますが、

この賃料水準という２．４％ですと、この企業オフィスとして、賃貸オフィスとして利益確保するためには、開発事業者等がしていただくということには懸念、ちょっと成立系の懸念があるかなというふうに整理をしております。

よって、現状の賃貸オフィス事業のこの野洲の地域、この辺りの地域の賃料水準でこの規模のものをしようと思いますと、ちょっと成立のほうがちょっとなかなか厳しい面があるかなというふうに整理はしてございますが、エリア全体の価値向上によりまして、賃料水準が上がって、そういったものが底上げされていければ成立も可能かなということで、賃料水準の底上げが必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

ただし、収益を想定しない、いわゆる自社オフィスというような整備、これは利益を求めるものではございませんので、それが成立する可能性は当然ございます。ただし、少なくともこの延べ床面積２万平米以上、こういったものを埋めるというニーズがあるかという部分につきましては、現在のところ未確認というところでございまして、可能性としてはあるかなというふうに整理しているところでございます。

次のページ、２０ページでございます。

このページにつきましては、今の企業オフィス誘致に係る市の事業費等を整理させていただいております。

左側は新小劇場についての事業費でございます。解体費を含みます整備費といたしまして、合計約９．１億円を想定してございます。運営のほうは、こちらのほうは市で運営をするという想定で、運営収支のほうは、収入支出を差引きいたしますとマイナス３，９４０万円ということの想定ということでございます。

右側のオフィス用地の賃貸に係る欄がございますが、こちらのほう、賃貸の事業費といたしまして、民間に賃貸オフィスを建てていただく前に今の建物の解体費というのが当然必要になりますので、これが約４．２億円を見込んでおります。収入といたしましては、市有地をお貸しする地代収入、それの上に建ちます建物の固定資産税・都市計画税、こういった税収ということで、約９，７５０万円の収入を見込んでいるところでございます。

新小劇場の整備、オフィス用地の賃貸による収支のほうを想定いたしますと、整備費といたしまして合計約１３．３億円、単年度の収支といたしましては、新小劇場の収支とオフィスの収支を差引きさせていただきまして、年間約５，８００万円の収入が得られると、こういった想定をしてございます。

続きまして、２１ページでございます。

このページは、今ここまでご説明させていただきました各案の検討内容につきまして、表のほうにまとめさせていただいております。まとめといたしまして、文化ホールの大規模改修案につきましては、改修をするものの席数の減少とかいうもので施設としてのグレードダウン、それに伴う利用者目線での魅力向上というところが一定図れないというところもあるというところで、ニーズの向上につながるという可能性もちょっと若干少ないというところもありまして、課題があるなというふうな整理をしているところでございます。

また、市の発注での直営管理というのを想定しておりますので、この文化ホールの場合は、改修費で約４０億円、運営収支として年間９，０００万円は市の負担として発生すると、こういったものを想定しているというところでございます。

エンターテインメントアリーナ整備につきましては、最低でも５，３００席を超える席数を備えた施設が整備可能ということで、市民の文化活動拠点として活用できる多目的ホール、これも整備すると、この両面がございますので、そういったものは整備可能かなというふうに想定しております。ただし、民間主導の整備運営というものを目指す中では、民間の事業者の方々の参画可能な事業スキームの検討や、その事業者自体の発掘が課題というふうに上げております。

企業オフィス誘致につきましては、２万平米以上の整備が可能ということで、加えて既存以上の規模の小劇場も整備可能というふうに想定をしております。ただし、先ほども申し上げました現状の賃料相場を考慮しますと、賃貸オフィスとして利益確保に懸念があり、これについての事業成立性は厳しいのではないかなというふうな整理をしております。ただし、先ほども申し上げましたが、ここの土地のエリアの価値の向上があれば、そういったところが、その厳しさが和らいでいくということもあるかなというふうに考えているところでございます。

また、自社オフィスの整備につきましては、ニーズのほうはまだ未確認ではございますが、収益を想定しないものでございますので、こちらのほうは整備可能かなということで、想定をしているところでございます。

続きまして、２２ページでございます。

こちらのほうは、今の３つの案をまちづくりの観点の視点から比較評価をしている表のまとめでございます。評価の観点として先ほども申し上げました文化機能の維持、にぎわい創出、周辺空間の形成、住みたいと思える魅力づくり、安全・安心のまちづくり、大きくこの５つの観点でそれぞれの案の評価をしておりますので、それをまとめさせていただ

いております。

なお、この表の中で、薄い青で塗り潰している箇所、これがそれぞれの案の特徴であるかなというふうに我々評価をしているところでございます。

これらを踏まえますと、文化ホールの大規模改修につきましては、既存の施設の機能を活用しながら、市民にとって重要な文化機能を維持するという面でここは評価できるかなというふうに考えております。ただし、席数減少などにより、施設としてのダウングレード、こういったところが課題かなというふうに考えておりまして、それにより、既存の施設からのリニューアルということにはなりますが、周辺への商業などの新たな空間形成や魅力の向上はちょっと想定しにくいかなというふうに考えているところでございます。

それから企業オフィス誘致、こちらのほうにつきましては、平日の日中のビジネス目的による人流を生み出すことになりますので、周辺に、平日における滞在や消費機会、こういったものが生まれる可能性があると整理しております。

ただ、一方で文化機能といたしましては、新小劇場の整備ということでございますので、キャパシティー等減少ということで、鑑賞の場での機能低下、こういった面等がありますとか、防災機能の確保に課題が残るかなというふうに整理をしてございます。

一方、エンターテインメントアリーナにつきましては、プロスポーツ等の試合、音楽興行等のイベント、こういったものを通じまして、多くの人を呼び込み、周辺の飲食や商業への波及、それから、まちの魅力向上につながることが期待されますので、こういったことがひいてはシビックプライドやまちの認知度向上にもつながるのかなというふうに評価しているところでございます。

これらの評価結果からでございますが、その下のほうに書いてございますが、人の流れや周辺への波及効果を踏まえますと、エンターテインメントアリーナ整備案がにぎわい創出やまちの魅力向上に最も寄与する案ではないかというふうに想定しているところでございます。ただし、この案につきましても、興行日以外のにぎわいの創出でありますとか、単体での実現の整備につけての課題、そういったものがございますので、それにつきまして、次のページで一定、整理のほうをさせていただいております。

２３ページでございます。

エンターテインメントアリーナ整備案の実現につきましては、今ほど申し上げましたとおり、興行日以外の平日日中などのにぎわいの多角化、それから、民間主導を目指す中で参画可能な事業者の発掘のため、事業者目線でさらに魅力が向上するようなアリーナ以外

の部分での収益確保、こういったところのいわゆる収益要素の重層化も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

そこで、エンターテインメントアリーナ整備案、こちらのほうに企業オフィス誘致案、この案を取り込むことで、その課題の部分を補い合い、成立性を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

企業オフィス誘致案につきましては、アリーナの側面とは違いまして、従業員などビジネス目的の平日、日中の人流が見込まれまして、アリーナの課題、平日の日中というところの課題が補うことが可能ということでございます。

また、収益要素の重層化ということにつきましても、賃貸オフィス等を配置することによりまして、事業全体の収益性向上が見込まれ、エリア全体の価値向上につながることも想定されるということで、参画事業者の発掘にもメリットが生まれるというふうに考えているところでございます。また、この収益重層化におきまして、企業オフィス誘致でございますが、先ほど賃料水準のところから、利益確保に懸念があると整理をしているということで申し上げましたが、こちらのほう、アリーナとともに整備をすることによりまして、ここのエリア価値というのが向上されまして、企業オフィスの部分についての賃料の水準というのも、この土地の価値向上によりまして、一定、向上というのが見込めるのではないかということで、そういった意味からも参画事業者の発掘に寄与していくのではないかなというふうに整理をしているところでございます。

このように、エンターテインメントアリーナ整備案に企業オフィス誘致案の要素を取り込むことで、エリアやまちへの効果、こういったもので、我々のほうで４つの視点で整理をさせていただいております。その下のほうの複合案とすることでの効果ということでございますが、まず、にぎわいの多角化でございますが、こちらのほうは先ほど課題を補う部分でもご説明させていただきましたとおり、エンターテインメントアリーナに企業オフィスを複合することで、イベントの開催の有無に関わらず、市民や仕事目的の来街者というものが想定をされまして、興行日や非興行日に関わらずにぎわいを創出することが可能ではないかなというふうに考えているところでございます。

次に、収益要素の重層化という点でございますが、ビジネス向け拠点との連携がアリーナの利便性や価値を高めまして、事業参画の促進が期待できるのではないかなというふうに想定しております。また、賃貸オフィス部分がアリーナ運営などに関わる関係者の方々の拠点となる、そういった想定もできることから、運営の合理化、採算確保に向けた運営

体制の強化にもつながることが期待されるのではないかなというふうに整理しております。

３点目、文化機能の確保でございますが、これは現状の文化ホール・小劇場を除却することになりますので、市民の文化活動拠点の確保、これが従来から課題というふうに認識しておりますので、これにつきましては、エンターテインメントアリーナで、これまで触れ合う機会が少なかったプロスポーツなど、そういったものが身近で触れる、そういった意味での鑑賞の場としての機能が確保できますし、多目的ホールのほうを設置するという想定をしておりますので、こちらのほうで市民活動団体などのホールの利用において、これまでと同水準規模のものを確保していくことが可能かなというふうに想定しているところでございます。

最後に土地の有効利用という観点でございますが、アリーナ敷地の余地に、企業ニーズを合わせた規模のビジネス機能を配置するということで、賃料相場に懸念のあるオフィス機能の収益性も先ほど言いましたように見込まれるということで、アリーナと企業オフィス、こういったものの複層での土地有効利用ということが可能で、需要の向上、こういった可能性があるかなというふうに整理をしているところでございます。

それでは、次のページ２４ページでございますが、今、私のほうからご説明させていただきました整理のとおり、今後はエンターテインメントアリーナに企業オフィスの要素を複合させました施設整備を、Ｄブロックの整備方針として検討を進めてまいりたいと考えております。

ここのページに記載させていただいていますとおり、最もにぎわい創出やまちの魅力向上に寄与する想定のエンターテインメントアリーナ整備案を軸といたしまして、その課題を補う企業オフィス誘致案、こちらのほうを含みました（仮称）複合交流アリーナ、この整備をＤブロックの整備方針として実現を目指していきたいというふうに考えているところでございます。エンターテインメントアリーナの要素として、文化機能を備えた広域な集客の核となる交流の場、企業オフィス要素として、業務目的の来訪や日常の人流を生み出すビジネスハブとなるような場、この融合を想定いたしまして、掲載しているこのイメージのイラストのように、スポーツであるとか、音楽であるとか、興行に来られる方々、ビジネスの目的で来られる方々、こういった方々が駅前に集う未来をイメージしてこの方針を考えているところでございます。

次のページ、２５ページでございます。

こちらのほうは、今ご説明いたしました（仮称）複合交流アリーナを含めました駅前周

辺の整備のイメージ図でございます。Ｄブロックには、今申し上げましたとおり（仮称）複合交流アリーナを整備いたしまして、青色と赤色の部分に文化機能を備えた交流施設、緑色の部分にビジネスハブ、こういったようなイメージでブロック内に配置してはどうかというふうな想定をしているところでございます。

ただし、ビジネスハブ機能につきましては、民間事業者側のニーズというのはこれからのことになりますので、例えば、我々はこういった案をお示ししたことによりまして、より大きな立地ニーズが確認できました場合は、他のブロックへの拡大を検討することも視野に入れながら進めていくことと想定しているところでございます。

なお、このＤブロック以外の他のブロックにつきまして、既にＡブロックについては市民広場等の方向性をお示しさせていただいておりますが、残りのＢ・Ｃ・Ｅの３つのブロック、こちらのほうの配置機能につきましては、今回のＤブロックの整備方針、それから昨年の基本構想、これを踏まえまして、今年度末を予定しております基本計画策定の中で具体的には整理していくということで考えておりますので、あくまで現段階での想定案ということでご理解いただけたらと思います。

続きまして、２６ページでございます。

こちらのほうは、今お示ししました（仮称）複合アリーナのような、アリーナ等々ビジネスハブの機能を備えた事例といたしまして、国内でも、こういった複数の事例があるということでのご紹介でございます。

左側は長崎にございますＨＡＰＰＩＮＥＳＳ　ＡＲＥＮＡでございます。このＨＡＰＰＩＮＥＳＳ　ＡＲＥＮＡは長崎スタジアムシティーというところにあります多目的アリーナでございますが、こちらのほうも賃貸やシェアオフィス、こういったものの機能を備えた施設を併設して、複合的な施設という形で整備をされておられます。

右側は、お隣京都のＪＲ亀岡の駅前にございますＪリーグの京都サンガＦＣのホームスタジアムでございますＳＡＮＧＡ　ＳＴＡＤＩＵＭでございます。こちらのほうは、先ほど、長崎とはちょっと規模感等は異なりますが、スタジアムに会議室、コワーキングスペース、こういったビジネスのものが組み合わされている事例でございます。

このように国内にも同様の事例が複数ございますので、事業者目線からの需要ということも一定あるものと推測しているところでございます。野洲駅南口周辺におきましても、このような複合の事例を参考として検討していきたいというふうに考えております。

次のページ、２７ページでございます。

こちらのほうは、本日Ｄブロックの整備方針としてお示しをさせていただきました（仮称）複合アリーナでございますが、このアリーナを核としたまちづくりということで、アリーナはまちづくりの核となる可能性を持った施設でございまして、そのようなまちづくりを進めると、どのような効果があるのかということを整理してございます。

アリーナはプロスポーツの試合、コンサートだけではなくて、市民の文化やスポーツ活動、それから、学校利用等様々な多目的に利用できる集客施設として位置づけをいたしまして、年間を通じて様々な催しが行われるということで、まちを訪れる人を増やす拠点となります。この拠点を置くことによりまして期待されるまちへの効果といたしまして、イベントなどによります来場者が増加いたしまして、それが周辺での飲食、買物、宿泊、こういった利用の広がりにつながり、また、それらがひいては雇用の促進にもつながっていくというふうに想定しているところでございます。

これらの効果で、駅前や周辺施設、ひいては野洲のまち全体に回遊が生まれることで、地域のにぎわいづくりにも貢献していくものではないかなというふうに考えているところでございます。

図の下のほうの段にお示しをさせていただいておりますが、このような形でアリーナで人を集め、滞在を促し、周辺へ回遊してもらう。この流れを地域全体の価値向上、こういったものにつなげていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

なお、参考に、右側に、他都市でも、先ほどスキームの例でも出しておりましたが、いろんなところでこのアリーナというのも検討されておられます。その中で、年間の経済波及効果として示されているところもありますので、ご参考までにお示しをさせていただいております。静岡市のほうで約１６３億円、福井のほうで６１億円、佐賀で４４億円と、年間の経済波及効果、こういったことを試算されておられますので、施設の規模でありますとか算定の条件はそれぞれ当然異なってまいりますが、アリーナがもたらす地域経済の効果、こういった可能性を示す事例の１つではないかなというふうに考えているところでございます。

以上、アリーナを単独の施設として捉えるのではなくて、周辺の商業施設や宿泊施設と連携させながら、まち全体のにぎわい、こういったことにつなげていくことが大切ではないかなというふうに考えているところでございます。

それでは、２８ページ以降、最後、今後の進め方というところでございます。

２９ページをご覧ください。

本日はＤブロックの整備方針をお示しさせていただいておりますので、このＤブロックの整備方針につきまして、スケジュールのほうをお示しさせていただいております。

なお、本日はこのＤブロックの整備方針ということですので、他ブロックにつきましては、先ほど申し上げましたとおり基本計画策定の中でスケジュール等も含めて検討してまいりますので、本日は、Ｄブロックのみお示しをさせていただいております。

このＤブロックにつきまして、今年度２０２６年度、今まさに検討しているところでございますが、来年度以降に事業化の推進をしていきたいというふうに考えております。このスケジュール表の下のほうに記載しておりますが、主に４つの分野について検討してまいりたいと考えております。

１つ目は交流機能における施設仕様の検討、２つ目がオフィスなどのビジネスハブ機能の立地ニーズの継続的な確認、また喚起でございます。３つ目が、民間事業者の参画意向の確認及び喚起、４つ目といたしまして、整備や管理運営における官民の役割分担、こういったものを次年度以降に検討していきたいというふうに考えております。

また、Ｄブロックの整備なり検討する、その背景で、既存施設の継続利用、除却につきましても、併せて同時に検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

翌年度の、事業化推進における検討を行った後は、民間側での体制構築・設計施工等を進めまして、現在の想定でのスケジュールではございますが、２０３２年度の供用開始、こういったところを目指しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、ここにお示ししておりますスケジュールにつきましては、あくまで現時点での予定でございますので、今後の検討状況等によりまして、変更等が出てくるということがあるということで、ご留意を頂きたいと考えております。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

○委員長（工藤義明）　ありがとうございました。

今、説明を頂きまして、この後、質疑に移る予定でございますが、質疑のほう、午前中、続けて行いたいと思いますので、この後、１０分間だけ休憩をして、質疑に移りたいと思いますので、時間は１０時４０分から再開をさせていただくようにお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

（午前１０時３０分　休憩）

（午前１０時３９分　再開）

○委員長（工藤義明）　皆さんもおそろいのようなので時間も来ましたので、これから質疑を行います。

なお、発言に当たりましては、簡潔明瞭にされるようお願いいたします。また、執行部の答弁においても明瞭に発言されるよう申し伝えておきます。

なお、今日１７名の委員の方、それぞれ前もって資料も見ていただいて今日の説明を聞かれたと思います。それぞれの委員の方が発言をしたいということになるかと思いますので、できるだけ質問については簡潔で、皆さんが意見が言えるようにしたいと思いますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、質疑のある方は挙手をして、発言をお願いいたします。

東郷委員。

○委員（東郷克己）　では、よろしくお願いいたします。細かいところがいくつかあるんですが、結論の部分に絞ってお聞きをしたいと思います。

複合案に関しての質問です。いろいろ３案を比較検討した中の結論として複合案を提示されております。最初にこの３案を聞いたときに、私自身が、アリーナ案と企業オフィス案、これを合わせたようなものはできないのかということを問うた記憶がありますので、基本的によいのではないかと思う反面、デメリットの説明はございませんでした。デメリットを想定して、その対策等を検討しているということはあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

あと、この複合するということに関連して、その影響からアリーナを縮小するということがあるのかないのかについてもお伺いしたいと思います。

あと、それの関連ですが、２６ページのイメージ図の中で、多目的ホールとビジネスハブが隣同士の絵になっておりますが、これを立体化するということは考えられないのかどうか。

もう一つ、同じ２６ページのイメージ図の中で立体駐車場というのがありますが、この立体駐車場の目的は何を目的とされているのか。以前、アリーナ等の説明の中では駐車場を設けないというふうな説明もされていたかと思いますので、この駐車場というのは何を目的にするのかというのをお願いいたします。

以上です。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　皆さん、おはようございます。政策調整部小池でござ

います。今、東郷委員からご質問いただいた内容についてお答えをさせていただきます。

まず、１点目のデメリットが出ていないんじゃないかということでございますが、デメリットといたしましては、資料の右下に番号を打っておりますが、２１ページをご覧いただけると、この中で３案の実現可能性の整理・評価というものをしておりますが、皆さんもご心配いただいておりますように、どうしても民間主導で進めていくということがございますので、アリーナ整備であれば採算確保と参画が可能な事業者の発掘、これが複合案にしてもこれは同様に出てくるのかと考えておりますし、企業オフィス誘致に関しましても、複合化することでよくなるとは言いましても、やっぱり相手さんのおられることですので、より魅力的な活用していただくための、市のまちづくりに望ましいような企業の参画が望めるのかどうかというのが、今すぐに結論が出ていないというところがデメリットじゃないかなと考えております。

２点目の、アリーナ縮小について考えていないのかという点でございまして、現在、今のＤブロックの中でこのようなアリーナができるよねという、ボリューム検討の段階ですので理想として入れておりますが、これは今後、民間さんが参入いただく中で考えていかれるものなのかなと考えておりますし、お金をかけてももう少しボリュームを大きくしたいということもあるでしょうし、いやいや、もう少し、基本的にアリーナ整備、必ずといって、今、ＢリーグとかＳＶリーグで使用されるとなると５，０００人以上のキャパというのを言われておりますので、ここが一定のラインになるのかなと考えておりますが、縮小してはいけないというものではなくて、我々として縮小しても魅力的な施設ができれば、それでいいのではないかと考えております。

あと、３点目の立体化の話でございますが、ビジネスハブの部分と文化施設のところですが、確かに検討の中でそういうご意見も出ております。ただ、どうしても立体化するとコストが上がってくるので、今は我々としてはコストがあまりかからない形で一旦、お示しをしておるんですが、これはあくまでも整備のイメージ図、こういう機能をこのエリアの中で配置したいということでございますので、それをどのような配置、立体化するのかどうかというのは、民間さんのお知恵をお借りしたいと考えております。

最後に同じくイメージ図の中で立体駐車場を整備しておりますが、これはどういう意図かというものでございますが、ここは今、Ｄブロックのアリーナ整備云々関係なしに、本来、野洲の駅前周辺で必要とされる駐車場というのがこれまでから言われておりまして、過去から、２０年前から言われておりまして、それを今、具現化したものでございまして、

市全体、南口として公共で一定やっぱり整えていかなければいけないものと考えておりますので、アリーナあるなしに関わらず考えております。ですので、アリーナの駐車場というものではございません。

以上でございます。

○委員長（工藤義明）　どうぞ。

○委員（東郷克己）　一言だけ。逃げの一手ではなく、二兎を追う者は一兎をも得ずなどという言葉もあります。逃げの一手とならずに、攻めの一手としていただけるように検討をお願いしたいと思います。

○委員長（工藤義明）　それでは、永島委員。

○委員（永島知香）　すみません。３点質問がございますので、３点申し上げます。

まず、１５ページの右側の整備費というところです。ここに建設費のところで類似事例を参考に面積単価を設定し、算出と書いてありますけれども、ＪＲの近くの建設工事になると思うので、平米単価が高くなるのかなと思っていたんですけど、１３ページ延床面積を参考に平米単価計算しましたら約９５万円でした。２９ページの最後のページで、２０３０年、３１年の施行となっていますけども、４年後、５年後の平米単価というのはどういうふうに想定をされているのか伺いたいです。

次に、２１ページの２番、エンターテインメントアリーナ整備のところの事業費等のところ、ど真ん中のマスになります。ここに整備費の一部を市の負担とすることを想定と書いてあるんですけれども、この市の負担というのは一体いくらの想定なのでしょうか。整備費と年間の管理運営コスト、それぞれについて教えていただきたいです。

次、３点目なんですけれども、最後の２９ページの今後の進め方のところで、２０２７年、ピンクの事業化推進業務があります。そこに下に説明もあるんですけれども、７月６日にあった特別委員会でお示しいただいた資料の７ページに、今年度のスケジュールというのを頂いておりまして、そこがＤブロックのアリーナ及び企業オフィス検討、１番の施設計画の検討というところにＤブロックのアリーナ及び企業オフィス検討が６月から８月になっています。９月議会で私これを質問させていただいたら、たしか現在はお示しできないと言われた記憶があるんですけれども、９月議会でできていなかったものは今年度中にされると私は認識していたんですけども、この一覧にいろいろありまして、２番目の事業スキーム比較検討、Ｄブロックの事業スキーム検討というのが７月から１０月です。もう少し下に行って民間事業ヒアリング、マーケットサウンディングの実施というのが１１

月から１２月になっています。これはたしか、今年度約４，９００万円という予算を支払って実施されていた内容だったと思うんですけれども、これと重なる業務が２０２７年、この事業化推進業務として記載されているのではないかと思うんですけれども、今年度の約４，９００万円の予算で進めるはずの業務がなぜ２０２７年の業務としてここに記載されているのか、その理由を具体的に説明していただきたいです。

以上、３点お願いします。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　政策調整部、小池です。

１点目の整備費でご心配いただいているのは、ＪＲのすぐ横なので、近接工事で類似事例より高くつくんじゃないかというご心配をいただいていると想定をしております。確かにＪＲの横ですので、高くつくかもしれません。まだ具体的に細かい設計までしておりませんが、これは様々な条件がございまして、大都市の中でアリーナつくる、例えばＧＬＩＯＮですか、海辺のところでつくるとか、大都市の中でつくるとか、何もない田舎の中でつくるとか様々な条件によって変わってくるかと思いますが、現在の我々の想定の中でこの今１８１億円ですか、設計費と合わせて１９０億円というのが、我々が類似事例を参考にこれぐらいの規模になるんじゃないかという想定でございまして、ここの安い高いというのは、これから民間さんに主導で整備をいただく中で、もう少し安く上げる方法もあるかと思います。その部分で機能が、やっぱり安かろう悪かろうになるかと思いますが、その部分を魅力を落としてでも安くするのか。この金額を設定してより魅力を上げるために金額を上げて整備するかというのは、やっぱり民間さんの判断に委ねられるものではないのかなと考えております。

それと、市の一部負担に関しまして、これはすごく気に至っていただくところだと思いますので、ここはちょっと丁寧に説明をさせていただきたいと思いますが、今、国の動きとして、政府が地方の大きな伸びしろや地域特性を最大限に生かし、地場産業の付加価値向上など地方公共団体が行う地域独自の取り組みを幅広く支援する。この取り組み、まさに政府からの地域未来戦略とか地方創生２．０として今、展開をされております。この方針が、現在の我々が提示させていただいております民間主導のアリーナ整備にもまさに合致するものですので、これに基づく交付金事業を最大限活用することを想定しております。

ただ、事業実施に当たりましては、国の制度上、国が交付された事業費の同額以上を市が負担すること、これが交付条件となっておりますので、これが想定する市の負担分の１

つでございます。

他に整備費の中で、文化機能として、これまで文化ホールや小劇場が担ってきた市民の鑑賞の場や発表の場の確保など、市民が望み市が責任を持つべき部分は市が担うべきと考えております。これが２つ目でございます。

あと、市が直接的に担う部分以外にも、重要な位置づけとして、制度として企業版ふるさと納税というのがございます。我々が目指すまちづくりをしっかり市が説明することで、これを確保し、民間の整備いただくイニシャルの負担に充てて事業成立に至ることが、想定をしております。これも市の事業の仕事と考えておりまして、事業費の成否がかかっているものと考えております。これが市の負担の想定でございます。

あと、事業化推進業務が今年度の事業と、今後の進め方の中で示している事業化推進業務と重なっているんじゃないかというご心配でございますが、今年度の先にお認めいただいた予算につきましては、野洲駅南口周辺市有地約２万６，０００平米の基本計画の策定業務の予算でございますので、この中で今まさにＤブロックの機能検討を行っているところなんですけど、これも含めまして、最終基本計画、５つのブロックの機能の配置であるとか整備のスケジュールを取りまとめることになりますが、これの仕事が今年度の仕事でございます。来年度でピンク色で事業化推進業務と書かせていただいているのが、今のこの複合交流アリーナ整備に係る施設使用等の検討、オフィス等のビジネスハブの機能の立地ニーズの確認・喚起、民間事業者の参加意向の確認・喚起、整備管理運営方法の官民の分担の検討、この内容でございまして、内容につきましては、来年度予算要求をする予定でございますので、詳細については、ここでまた説明をさせていただきたいと考えております。

○委員長（工藤義明）　続けてどうぞ。

○委員（永島知香）　順番にもう一度ちょっとお伺いしたいんですけれども、１つ目の質問で４年後、５年後の平米単価はどう想定されているかという質問が抜けていたと思います。これまた、お願いします。

２つ目の質問なんですけれども、国の補助金の交付金以上の分を市が負担ということなので、多分、金額がまだ分からないのかなと思うんですけれども、それをお示しいただかないと、この話はなかなか進めにくいのではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうかというのと、あと、３つ目なんですけれども、これは例えばなんですけど、マーケットサウンディングの実施１１月から１２月調査になっていますけれども、今後の進

め方の３つ目の民間事業者の参画意向の確認・喚起が、私、同じものじゃないのかなと思うんですけれども、これはまた別のものという認識でよろしいですか。今年度はまた、ご報告いただけるというので間違いないですか。

以上です。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　すみません。また抜けていたら指摘をお願いいたします。

４年後、５年後をどう考えているかということでございまして、もう皆さんご承知のとおり近年の物価高騰、円安それと建設費の異常な高騰というのが、４年後、５年後どうなるかというのが、我々として、一定やっぱり上昇するというのはもちろん認識をしておりますが、ここについてちょっと特殊な要因でございますので、そこまで踏まえていないというところでございます。そこについては随時、１年ごとぐらいに、皆さんとともに検証していく必要があるのかなと考えております。これ１つ目でございます。

２つ目が、市の負担でございますが、市の負担がどれだけないと認められないというご意向ではございますが、基本的に民間でもう整備をいただいて、その中で市がどれだけ、市民のために必要なものというのは必ず、今、文化ホールの代わりの施設となりますので、文化ホールと代わって、やはり市民の方が鑑賞の場と発表の場、誇りと思われている野洲文化ホールと代わりとなる、自信を持っていただけるような機能するには、通常のエンターテインメントアリーナを民間さんが整備するときには必要でないものというのも出てくるかも分かりませんので、その部分を市が担おうというものでございますので、そこについてもどこまで市が負担するのかしないのかというのは、ここはまさに市議会なりでご意見をお聞きしながら、我々が提示をしてまいりますので、ご意見を伺いながら、まだ決まったものでございませんので、お話合いをさせていただきたいとは考えております。これが２つ目であります。

マーケティングサウンディング、今年やる分と来年やる分の違いというか、よく似通った内容でございますので、すごくマーケットサウンディングというのは、我々、数多くこれまでから重ねておりますが、今年度の業務に関しましては、先ほど申し上げましたように２万６，０００平米の基本計画の策定業務でございまして、これに関わる内容でサウンディングをしております。様々な企業さんに、今、Ｄブロックの方針を示すためにも、例えば民間企業さんの需要があるのかであるとか、アリーナ整備の需要があるのかとか、ど

の程度のアリーナができるのかとか、そこについては今年度やっておりますし、来年度につきましては、いよいよアリーナ、いわゆる方針でいけば、もう少し突っ込んだ話合いになってくるのかなと考えておりますので、また違った意味でサウンディングが必要になってくるかなと考えております。

以上です。

○委員長（工藤義明）　遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　今の質問に絡んだあれなんですけども、実際、南口整備については、アリーナ整備に出資していただけるスポンサー企業、それから、企業オフィス、２案と３案を折衷したＤ案の整備方針、それに企業オフィスに誘致する企業さん、これをいつ発表するのか、いつまでに発表するのか、これにかかっていると思うんですよ。そういう企業さんがあって。私の理解は、前回の７月６日のこのスケジュール案を見たら、今年度の基本計画の成果品とともに、ぐっとシェイクハンドの一歩手前ですけど、というようなところまでの熟度があって、令和９年度予算の審議に入るものと考えております。今も考えておりますので、それに見合ったものと思っていたら、今日はそれを後ろ倒しした、今の回答も含めてありましたので、２０２７年、よく似た内容でまた１年間かけて検討するというようなことの答弁であったかと思うんですけども、これはちょっとスピード感がないように思いますし、これについて、質問をさせてもらいます。

○委員長（工藤義明）　１問でいいですか。今の内容だけ。

○委員（遠藤総一郎）　それともう一つ、同じく、ごめんなさい。令和９年２月議会に次のステージのことについて予算審議をしようと思った場合、今年の２月に会期の末に、会期日程にないのに特別委員会が開催されました。本来ですと、会期の前に特別委員会を開いて、今年度の成果品はこうですと。それを十分審議して、令和９年度予算を審議するんですよ。ですから、少なくとも令和９年度の予算審議までに今年度の基本計画の成果品を十分説明していただいて、来年度予算の審議の材料を十分に提示していただくということも含めて申し入れておきたいと思います。これに異論があれば、ご答弁も頂いても結構かと思います。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　このような公共事業、今まで民間主導でというスキームの事業というのが野洲市でもございませんでしたので、すごくご心配いただいていると考えております。現状の担当としての所感を申し上げますと、様々な企業さん、大きな企

業さんも含めて、小さな企業さんも含めてですが、話合いをさせていただく中で、全然やっぱり野洲では無理だよと言われるところもありますし、すごく興味を示していただいている大手企業さんもございます。中小も含めまして。様々な状況がございますが、これまでは、野洲市として、実は方針は示しておりませんでして、３案の１つでございました、アリーナ整備であるとか企業オフィス誘致も３案の１つでございましたので、一歩踏み込んだ話合いというのができておりませんので、今後、ご心配はいただいていると思いますが、今回、方針を示させていただいて１０月２３日に特別委員会で市としての考え方を示させていただいた中で、企業さんとお話をさせていただくことで、もう一歩先に進めるのではないかと考えております。ただ、期限の話をされましたが、ちょっと同じことの繰り返しになるかも分かりませんが、公設公営ではなくて、民間主導といった手法で進める以上、相手さんがあることでございまして、あまりそこでいついつまでにというような枠付けを設けることはせずに、より市にとって有利な条件で成立できるように幅を持って交渉を進めたいと我々は考えております。ただ、できるだけ早い整備を目指し、また、決定する前には当然、議会には説明してご意見を求めたいと考えております。これが２つ目でございます。

あと、３つ目の時期の話ですが、これも遠藤委員も重々ご承知いただいていると思いますが、どうしても我々、単年度で仕事をしておりまして、予算をお認めいただいて４月からかかりまして、４月から予算をつけていただいたとなっても実際動き出すのが５月、６月ということでございます。来年度の予算の話となりますと、実はもう今の時期から我々事務方１１月、１２月から動いておりますので、なかなか年明けて、２月議会までにまず報告をしてから予算審議だと言われても、なかなか事務方としては非常に厳しいというのが我々の考え方でございますので、可能な限り、これまで申し上げていますように特別委員会など、すごくご足労をおかけしますが、こういう説明の機会を設けていただいたら、その状況については説明をさせていただきたいと考えております。

○委員長（工藤義明）　遠藤委員、よろしいですか。

○委員（遠藤総一郎）　すみません。至って当たり前のことを申し入れているつもりですので、今回については、前回のようなどたばたがないように申し入れておきます。

それと、もう一つだけすみません。今回、南口整備ということでＤブロックの方針が打ち出されまして、櫻本市長にあっては、このスポンサー企業が見つかるかどうかということがもう一番の問題ですので、その点も含めまして、この整備方針で櫻本市長の政治生命

をかけて、不退転の決意で取り組むということで理解をしておりますが、異論があれば答弁願います。

○委員長（工藤義明）　市長。

○市長（櫻本直樹）　駅前に限らず、市政を前に進めるということで真摯に取り組んでまいりたいと考えております。特にこの駅前の整備につきましては、市民の関心も高いですし、非常に市の今後にとっても重要な、またインパクトの大きな事業でありますので、実現可能性をしっかりと高めながら着実に進めてまいりたいというふうに考えております。先ほど遠藤委員のほうから早期の整備についてお話しいただきました。私も同じ気持ちでありますが、十分、何せ相手のあることですので、じっくりとお話をさせていただく中で、できる限り早期に着実に進めたいというような姿勢でやっていきたいということであります。

○委員長（工藤義明）　稲垣委員。

○委員（稲垣誠亮）　１５ページなんですが、民設民営を想定されているということは、この建物の所有者は当然のことながら民間事業者になるのかなと思うんですが、その点、まずはいかがでしょうか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　その前のページ、その前のページで事業スキームをご説明させていただいているんですが、実はこれ一番左の民設民営というところはおっしゃるとおりなんですけれど、負担付寄附以降は市の所有になります。

　以上です。

○委員長（工藤義明）　稲垣委員、よろしいか。

○委員（稲垣誠亮）　民間事業者に全て資本投下させて、民間事業者が建物を所有するという考え、スキームは基本的に想定していないということですか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　実は民間事業者さんに所有していただくというのが最もすばらしい方法だとは考えておりますが、なかなか今、日本全国でアリーナ整備、スタジアム整備が進んでいる中で、大都市であればそれは可能かと考えておりますし、今、一番下のところに類似施設事例と書かせていただいておりますが、例えば東京の東京ドームとか新しくつくられるみたいですけど、そういうところは全然可能かと思いますが、現実、それ以外のところ、例えば万博のある吹田の万博スタジアムでしたっけ、あそこでも負担

付寄附をやっているんです。なので、吹田のような大阪のところでも民間が持つというのはなかなか厳しいという状況でございますので、我々想定としては、民間が建てられて市が所有するということが一番想定しやすいのかなと考えております。

○委員長（工藤義明）　どうぞ。

○委員（稲垣誠亮）　いや、建物は民間事業者が建てるのは当たり前で、工務店が建てるわけですから当たり前だと思うんですよ。これだって、でも、市が所有するとなると、市の負担が避けられないと思うんですが、やはり野洲市において、民間事業者が資本投下して、民間事業者が所有するということは基本的に限界だったというふうに私は読み解いているんですが、その点いかがでしょうか。もう完全に民間事業者が所有するということは、今の政策監の答弁を聞きますと、無理だったというふうに受け取ったんですが、その点はどうですか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　無理だという想定はしております。すみません、ちょっと繰り返しになりますが、現実的に難しいんじゃないのかという想定をしているというところでございます。

○委員長（工藤義明）　どうぞ。

○委員（稲垣誠亮）　であれば、無理だったのであればこの事業計画が立ち上がったときに、少なくともそれを話してほしかったんですよ。今になって市が所有者になるということは、市の負担が、膨大な負担が出てくることになるかと思うので、ちょっとそこは残念としか言いようがないんですけど。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　ちょっと誤解があるようですので、説明をさせてください。市の所有によって、市が膨大な支出が生じるということはないのかと考えておりますし、一番皆さん、イメージしやすいので行けば万博なのかな、あのスタジアムですけど、万博なのかなと思っているんですけど、あそこは吹田市がお金を出しているということはないと思うんです。なので、例えば税金の面であるとか民間さんの損金算入の話、税制上の話であるとかで所有権を地元にも還元するという意味で持たれるということについてはあり得るのかなと考えておりますし、例えば例で申し上げますと、今、三河安城で、まさにアリーナを検討されておりまして、先般、野並委員も提示いただいたところでございますが、例えばこれの例示で申し上げますと、三河安城交流拠点アリーナ、交流拠点とこち

らも言われていますが、ここについては民間が整備をされるんです。ただ、負担付寄附をするのには、令和１０年３月に竣工予定でございますが、令和５年８月に、そのとき三河安城地域の活性化やにぎわいを創出する施設として、将来にわたって運営に関与し、地域に貢献していくためということを目的に寄附の申出がありまして、そのときは、そこは施設管理に係る運営及び施設の修繕に係る全ての費用については運営会社が負担するという条件、これで負担付寄附を受けられております。

このまさに財政負担なしでアリーナを呼び込むという仕組みが三河安城モデルと今呼ばれておりまして、日本全国、他の自治体も含めまして、大きなケーススタディとして注目を浴びているところでございまして、我々もこのような取り組みができないのかなと想定をしております。ですので、今、画面で事業スキーム４つ出させていただいておりまして、これのうち３つになれば市の負担がすごく出てくるんじゃないかというような結びつきではないということをご認識いただけたらと思います。

○委員長（工藤義明）　よろしいですか。

他の委員の方で。

田中委員。

○委員（田中陽介）　それでは、私はこの資料のちょっと根拠的なところの説明をお願いしたいと思います。今、アリーナの利用料が５．５億円程度と見込まれておりますけれども、これは公設のアリーナからしたら結構高くて、民設のエンターテインメントアリーナからしたらちょっと安いという、ちょうど間ぐらいの値段に設定されているのかなと思うんですけれども、今、プロスポーツ８８日、ＭＩＣＥ６０日、音楽１２公演とか、いろいろ想定をされていますが、これはヒアリングや利用意向書など、いろんな企業や団体とお話しされていく中で、ある程度見込める数字であるというふうに出ているのかというのをまずお伺いします。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　現在の利用日数の想定でございますが、これまでからヒアリング等、まず、今、Ｄブロックでアリーナ、果たしてできるのかというのは、まさに検討、今結果を示させていただいているんですが、そのために想定をした数字でございますので、一定、我々としてこれを見込めるんじゃないかと考えている数字でございます。話合いもした中で。

○委員長（工藤義明）　田中委員。

○委員（田中陽介）　ありがとうございます。それから、このアリーナを進めていくということで、この数字上で見ると、一番厳しく見積もって大体１億、２億弱ぐらいの利益が出るだろうという想定になっているんですけれども、実質これ、借入れ等が発生した場合、１９０億の何割か分からないですけど、それこそ５億ぐらいの元利償還等が発生した場合、非常に事業として難しくなるかなというふうなことが想定されるんですが、それもあって、恐らく複合的なホテルであったりとか商業施設等の複合開発というのが、最終的には着地点になるのかなと思いますが、そこら辺も見越した数字というのは、次の基本計画の中で出てくるという感じでいいでしょうか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　今のその複合交流アリーナと言っていますが、新しい形のアリーナ、それをどのようなコストをかけて、どのような魅力を持たせて整備するのかというのは民間さんの創意工夫にもよりますので、そこについては、来年度、民間さんと話をしていく中で検討したいと考えております。

おっしゃるとおり、営業利益というのを出しておりますが、これは非常に少ない数字でございます。現実、何億、利益が出るというのはなかなか厳しいんですが、この部分については、先ほども申し上げましたが、市が積極的にまちづくりをＰＲしていく中で、企業版ふるさと納税等、現状の国の地方創生の制度を最大限生かしまして、いかにイニシャルを減らしていくか。また、ＭＩＣＥ機能とか、どうしても野洲は、電子部品とか最先端のものづくりのまちというイメージがございますので、この強みを生かしてＭＩＣＥ機能をいかに増やしていただけるかというのが肝になってくるかと考えておりますので、この部分については、まさに官民連携、我々の汗をかきながら、より営業利益が出るようになっていければいいのかなと考えております。

○委員長（工藤義明）　田中委員。

○委員（田中陽介）　その細かいところは企業さんとかと調整した上で、来年度の設計になると、この数字の面も含めてということですよね。ということは、先ほどおっしゃられた企業版ふるさと納税とか、あとは国の各種いろんな補助金の使い方であるとか、どういったものを使ってどう整理するかというのも、それは基本計画ではなくてその次の段階での設計という認識でよろしいでしょうか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　まさにそのとおりだと思います。例えば例を出すと分

かりやすいのかなと思うんですが、先ほどすばらしい取り組みだと言っていた三河安城のアリーナですが、今着工されたところなんですけど、ここのアリーナが、今、総事業費が１３０億円とされております。ですので、１３０億円で今、今のまさにこの物価高の中で１３０億円で今、着手されているということもございますので、いかにコストを下げてやっていくのがよいのか、よりコストを上げてでも魅力を上げて興行を呼び込むようなものにするのかというのは、民間主導ということもございますので、そこは十分に民間さんと話をしていきたいと考えております。

○委員長（工藤義明）　田中委員。

○委員（田中陽介）　民設民営ということで、非常に今までと違うやり方が必要になってくるのかなと思いますが、この企業版ふるさと納税を使おうと思う、直接的にアリーナへ使おうと思うと、恐らくアリーナを地域再生計画等に位置づけたり、県、国との調整等も必要になりますが、それは、ふるさと納税自体がそもそも２０２７年まで延長されたということで、その後、どうなるか分かりませんが、恐らくされるであろうと思いますが、その辺の制度設計は、これも来年度以降ということでしょうか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　まさにおっしゃるとおりでございまして、もう少し詳細を組み立ててまいりたいと考えております。

○委員長（工藤義明）　荒川委員、どうぞ。

○委員（荒川泰宏）　たくさんあるんですけど、まず、この件につきましては、うちの会派で要望書を、もう既に市長宛てへ出しているんですけども、全く回答が返ってきてないんです。失礼だと思うんです。私たちが集まって時間を費やして十分検討して出した要望なのに、よその市議会へ行って聞いたら、やはり丁寧に皆回答されているにもかかわらず、全く今日現在も回答が返ってきていない。こういう姿勢を今後、まず改めていただきたい。

それから、文化ホールの私は改修と企業オフィスの誘致案、これを私は支持します。先に言っておきます。なぜならという理由はこれから申し上げますけれども、まず、デロイトトーマツ会社さんに、この構想、５，０００万ほどかけてつくっていただいていますけども、どうも詳細なところまで分析できていない。これは残念です。５，０００万もかけているのに、このような資料なのかということでございます。例えば、アリーナのところに、幼稚園のところにアリーナをするという案もありますけど、そうしたら幼稚園の移転先はどこなんですか。何も出ていません。新たな幼稚園の用地、面積、どうなっているん

ですか、出ていません。同じく新たな幼稚園の建築費用、出ていません。また、現状の幼稚園解体費用はどれぐらいかかるのか、それも出ていません。だから、まず整理するところが、順番が間違っている。ボタンの掛け違いですよ。

まず、確実にできるところから資料として提示してもらわないと、ぼやっとしたようなものを出してきていただいても、これは議会が審査するには不十分です。そもそも民設民営２５０億から３００億円のものを建てます、７，０００人の収容のアリーナをしますという当初の説明からだんだん崩れてきています。今日の資料でいきますと、もう民設民営ありきではないというような案もちらちら出てきました。そして、前回の会議では、市民負担もあり得るという言葉も出ました。だんだん変わってきています。この辺に不信感を私は伴います。常々言っています。狭い駅前、朝夕慢性渋滞、市民が困っているのはここなんです。都市河川のきちんとした整備。だから、我々行政はインフラ整備にきちっと力を入れる、そのことが大事であると私は思います。

だから、例えばアリーナをすること、そのこと自身は、私は何も真っ向から反対はしません。しかし、７，０００人もの規模のアリーナをしようとする場合は、湖南４市で検討していく、こういうべき、こういうものだと私は思います。現状の１，０００人の文化ホールでも、スムーズに駐車場も行っていないんですよ。市役所の駐車場を使ってくれやとか、農協の駐車場も一部貸していただくとか、現状がそういうような状況の中で、１，０００人でもうまいこといっていないんですよ。これが６，０００人、７，０００人ですよ。うまくいきますか。谷ペットショップさんのあそこの踏切がどういう状態になるのか。危険にさらされることを想定、間違いなしですよ。そういうところまで十分検討していただきたいのと、過去の歴史をもっと勉強してほしい。駅前の駐車場についても、２階建ての駐車場の議論が野洲町時代も何回もありました。しかし、あそこは住宅地の方々が大反対されて、結局、平面にしたんですよ。そういう歴史を知っておられますか。住宅地があるんです、あそこは。そういうところに、立体駐車場というのも十分議論した上なんですか。地元の近隣の住民の意見を聞いた上なんですか。

もう少し、私はまちづくりは財政規模を考えて堅実に進めていただきたい。５万６００人の人口で、今、団塊の世代、２２年、２３年、２４年、２５年、この方々、一番年上の方が７９歳ですよ。人の健康寿命、平均寿命、その辺を十分考慮いたしますと、これから野洲の人口フレームがどうなるんですか。

我々は先輩が築いてこられました歴史と文化のまち、これで我々が当時、野洲町はアピ

ールし、それを誇りにしてきたんです。ところが、最近の今の流れからいきますと、どうなんでしょう。市民の文化に対する鑑賞、発表の場がしぼんできているのではないですか。これは他の関係の、今日も京都新聞さんにも出ていましたけども、中畑の遺跡でもそうです。何か文化・伝統、歴史、これを置き去りにしていくように私は感じます。

ですから、もう少し丁寧に、もう少し我々は事前の調査するべきもの、デロイトトーマツさんに考えてもらわなくても、野洲市独自が、職員がたくさんおるんですから、こんな問題がある、こんな問題があるというのをもっと掘り起こしてほしいんですよ。それをクリアしてから、次のよそさんが考えはる、民間が考えはる構想にも進んでいけるけど、全く地元のことが把握できてないんです、この資料では。生命と財産を守る、口だけですよ。そこですよ。三上から来る水域についても、野洲川に放流という話ももう今ストップしているでしょう。生命と財産を守る、こっちでしょう、我々やらなければならないのは。その辺のところを十分私は考えていただいて、今後進めていただきたいと思います。もし回答があるんだったら言ってください。

以上です。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　すみません、可能な限りで、今のお話の中で、私のほうから言えることといいますか、要望いただいた点でございますが、なかなか、提案という形で頂くことというのが今までございません。予算要望とかは別なんですけど、提案ということがございませんでしたので、我々庁内でも議論をもちろんさせていただきました。書面の中に野洲駅南口整備に関わる考え方と整備方針について取りまとめたので、現在、作業中の基本計画の中で検討いただきたく提案しますというような表記もございましたので、まず、庁内の関係部署が集まりまして、ご提案の趣旨、その考え、それと、それに対する市の考え、今後の取り組みというところの共有まではしております。その後、予算要望という形で同じ形で要望も頂いておりますので、その形で、予算要望という形の回答という形でお返しができたらと考えております。もし、お待ちであったということでございましたら、当初、預かった段階の行き違いがあったのかなと考えておりますので、そこについては申し訳ないと考えております。

あと、幼稚園がどうなっているんだという話でございますが、ちょっとここも少し私のほうと認識が異なっておりますので、我々の考え方とさせていただきますと、この駅前構想、平成２７年、もうかなり昔からつくっておるんですが、そのときから野洲幼稚園に関

しましては様々な課題がございますので、もうこの場所からは移転するということで市の方針として一定示しておりますので、それ前提で今動かしていただいております。ですので、じゃあ、今、幼稚園はどうなっているんだということでございますが、それについては、幼稚園の担当の部署のほうで、もちろんどのように進めていくのかというのを検討して、方針をまさに検討いただいているというところでございます。

あと、民設民営、何かだんだん市が態度が変わってきたというようなことをおっしゃられましたが、そこについては、申し訳ないですが、一切、ずっとぶれてはおりませんでして、民間主導という形で説明をさせていただきまして、後退しているというつもりは担当としてはございません。ただ、スキームという形で説明すると、どのスキームでも様々な取り組みがございますので、この野洲の地に合った最善のスキームを選択するというのが我々の務めでございますので、これまでから民間主導で進めさせていただきますということで言っているつもりでございます。

最後、駐車場の件でございますが、駐車場のあくまでも配置、今おっしゃっていただいた過去の経緯というのも承知をしております。それも踏まえまして、先ほど別の委員さんからもお申出がありましたとおり、アリーナのための駐車場ではなくて、野洲駅南口周辺に必要な公共的な駐車場という意味合いで、文化ホールの駐車場でもなくて、まちづくりとしての駐車場というのが必要でないかというので、今はＥブロックのところに暫定で置かせておりますが、その場所についても今まだ決まったものでございませんし、我々としてそこがいいんじゃないかと考えております。

あと、昔と今では立体駐車場、昔と違いまして大分素材もよくなってございまして、昔は立体というとすごく音がして振動があってというのもございますが、今の新しい形でご近所にどれだけ迷惑をおかけしない形になるのか。もちろん計画に位置づけるとなれば、地元の方の思いも踏まえて計画を策定していかないといけないと考えております。

以上でございます。

○委員長（工藤義明）　荒川委員。

○委員（荒川泰宏）　もういろいろあると思いますけど、私の家の隣に２階の立体駐車場ができたら私は反対します。

以上です。

○委員長（工藤義明）　よろしいですか。

他の委員の方で。

野並委員。

○委員（野並享子）　ちょっと細かいことをお尋ねしたいと思います。１５ページに、どれだけ利用できるのかということが出ていると思うんですけども、そこら辺で、２０２日、全部合計すれば。土日をカレンダーで見ると１２０日しかないんです。ですから、１年間で、土日だけやったら１２０しかないけども、２０２日を使うということになると、当然、平日もというふうな形を想定してはるわけですよね。そこら辺がどういうふうな形に想定をしてはるのか。プロバスケットとかバレーとかを見ると、やっぱり土日が試合としては主体やというふうに思うんです。そうして市民が利用するというのも、成人式とか何とかかんとか書いていますけども、それもやっぱり土日やというふうに思うんです。

そうすると、全体的に２０２日あるけども、バスケットとバレーと他の団体と市民というふうな形で、もう既に１１８日がそれで埋まってしまう。そうするとビジネスで使わはる６０日とかコンサートの２４日とかいうとこら辺は、どういうふうにやりくりをしはるのかなというふうな、これを見ていてどうしはるのかな。コンサートであればもう平日の夜にというふうな形になるのかいなという思いが、この数字を見ていて思ったので、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

２つ目が、２５ページにある、複合アリーナなんですけども、この複合アリーナのところで、Dブロックというのは1万1，０００平米で、1万1，０００平米にアリーナを7，２００平米取るんですね。アリーナを7，２００平米取って、多目的ホール、言うたら９００平米ぐらい、どこかに書いていたんですけども９００平米ぐらい。残っているのがもう７００平米しか残らないのに、ここにオフィスビルを建てるんですか。何か入らないんですけども。そうすると、アリーナの7，２００平米というのは、もっと小っちゃくするか何かしないと、建蔽率がありますね。1万1，０００平米の建蔽率で８０％の建蔽率にすると8，８００平米なんです。8，８００平米に、このアリーナ7，２００と小ホール９００平米入れたら、もう、本当に７００平米しか残らない。こんな絵になっているんですけども、この絵は、どういう形でこの絵が入ったのかなというふうに思いますので、答えていただきたいと思います。

２７ページのところで、ＳＡＧＡアリーナで4年目で４４億円、年間の収益。ここは8，４００席ということで、駅から徒歩１５分から２０分ぐらいかかるというのが、ここの施設を見ると書いていました。そういう意味では、滞在の距離があるし、時間もあるし消費もするやろうしというふうな、そういう意味で経済効果は４４億円あるやろうなとは思い

ます。けども、野洲の場合は、駅近で、今、何か元国鉄の人たちが、駅から直接、会場、アリーナのほうに入る、そういう駅舎の改築というのか、橋上駅というのをつくっていくべきちゃうかみたいな、そんな声が上がっているんですけど、そんなことになったらほとんどの人が滞留とかにぎわいとかじゃなくて、もう駅からアリーナに来て、また駅から帰っていくという、滞在しないという状況があるんですけども、そういうとこら辺はどういうふうに考えておられるのかというのをお尋ねしたいんです。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　ご質問ありがとうございます。

まず、日数の想定でございますが、まず、バスケットとか、今、Ｂリーグ、すごくお客さんもたくさん来ておられて熱心にやっておられますが、実は今年から平日開催をぐっと増やされまして、これまでは土日、土日でやっておられて、試行的に水曜日開催とかをされていたんですが、今期から様々な平日を組み込んでやっておられますので、まさにＢリーグ・ＳＶリーグというのが、地方創生のまちづくりというのを踏まえた中で展開をされておりますので、今後、全ての土日がプロ興行で取られるということはなくなるのかなと考えておりますというのが１点。

あと、この表の見方なんですけれども、バスケットが３０試合、バレーが２０試合ありまして、公式、実績とか試合数を基に想定と書いておりますが、準備でも必要だろうとかいうことで、一定算定をしております。コンサートも２４日と書いていますけれども、想定としては月に１回程度なのかなという中で、開催前日を設営日として使われるので、これも利用日数に含んでいるということでございますので、我々としては、一定、適正にはじけているのかなと考えておりまして、先ほども申し上げましたように野洲市の特性として、日本全国でアリーナができていく中で、野洲市としての魅力を持たそうと思うと、野洲市の強み、やはり企業さんです。昔からＩＢＭ時代から培ってきたこの電子部品製造事業所であるとか、そういうものがたくさんございますので、そういうところにＭＩＣＥと書いておりますが、ビジネス的な利用が、これは平日が主になると思いますが、いかに呼び込んでこられるのかというのが重要な点かなと考えておりますので、今後、その辺についても検討していきたいと考えております。

あと２点目、２５ページの複合アリーナの整備イメージ図の中で、これは入らないんじゃないかというご心配をいただいているところでございますが、これにつきましては、１２ページのところで、いったんボリューム検討で実際のこの土地の中でこの施設を入れる

とどうなるというのを踏まえた中で、そこにビジネスハブの機能を足しているものでございまして、これは机上ではございますが、入るという設定の中で、収まるということは踏まえた中で提示はさせていただいております。

先ほど、さきの委員さんにもございましたように、これでいくというものではございませんでして、民間さんがいかに創意工夫をもって、もうちょっと上に上げていって、面積を減らして上に上げるであるとかいうのは考えていかれるのかなと考えておりますし、あと、説明の中でございましたが、ビジネスハブの機能を持たせるという今後検討していく中で、万が一需要がそれ以上にございましたら、別のブロックにおいてもビジネスユースの展開はしてまいりたいと考えております。

あと、経済波及効果のことですが、これについても、するとなれば野洲市はどれぐらいの波及効果があるのか、県全体でどういう波及効果があるのかというのは、これから十分に踏まえていかないといけないと考えておりますし、今この波及効果を見ておりますと、静岡市さんがすごく高い波及効果を出しておられるとか、様々な地理的な環境もあるかと考えております。野洲というこの場所は意外と商圏、こういう施設で考えると、エリアは商圏エリアとしては広いのかなと。大阪・京都からも来ていただけますし、音楽興行とかでしたら、名古屋、東海のほうのニーズであふれた方が来ていただけるという可能性、利便性が非常に高い土地でございますので、意外と広いところで経済波及効果が算出できるんじゃないかなと考えております。ですので、福井とか佐賀とかでしたら、どうしても限定的なエリアの中の波及効果になりますが、静岡がすごく高いというのは、静岡の周りがすごく利便性のいい場所ですので、たくさんの人を呼び込めるということで上がっているのかなと推測をしております。

おっしゃるとおり、もともとのこの設定がＡブロックとかＢブロックではなく、Ｄブロックにアリーナをというのが、まさに当初の構想でも申し上げておりましたように、人がやっぱり動いてもらわないと、そこで消費は生まれないと考えておりますので、我々はＤブロックの中で、いかに駅から動いてもらうであるとか、ワンブロック先に、例えば車で来られた方、そこまで行っていただいて、そこから歩いていただくだとか、いかに人が動いて活性化を図るということがまちづくりとして非常に大事かなと考えております。

それだけでよろしかったでしょうか。

○委員（野並享子）　いいですか。

○委員長（工藤義明）　野並委員、どうぞ。

○委員（野並享子）　平日も試合やらイベントやらをしないと、この２０２日は出てこないというのはもう明らかですけども、そんな平日にやって人来るのというふうな思いもするんですけど、企画の中身だとは思いますけど、企業としたら利益を上げるためにいろいろ計画をされるのかも分かりませんけど、それはそういうふうなことになると思います。

複合アリーナのところで、今言われたビジネスの部分を高くするとかおっしゃいましたね。これ今さっきアリーナを線路に寄せて、小劇場をやって日照権を考慮して低くするんやというふうなことを言うてはったのと、今の話とは真逆の話なんですけども、そこらあたりの整合性全然ないんですけど。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　詳細な設計はこれからになりますが、今アリーナの部分、今アリーナが２１メートルとか言っておりましたが、それでいくと７階建てぐらいですか、通常のマンションとかでいうと、それぐらいに抑えたいなということ、高さを抑えたいなということで、日影の、線路の向こう側の人に迷惑かけないように、あまり高い建物は建てないほうが望ましいんじゃないかという考え方で説明をさせていただいておりました。

今の立体的に積んだらというのは、いわゆる多目的ホールであるとか、そこはそこまで上に伸びていませんので、今アリーナは２階席・３階席を設ける関係で、通常の体育館とかと違って、今申し上げたように７階建てぐらいの高い建物になってきますので、高さ的に抑えたいなという思いはあるんですが、今の多目的ホールなりビジネスハブというのは、そこまでの高さが今現状としては想定をしていないので、これは重ねることができるという想定もしているということを説明させていただきました。

○委員（野並享子）　ホールより、アリーナよりか小劇場のほうは低くということで、日照権をと言うてはってんけども、その２１メートルのアリーナと面を合わせていくとしたら、その話は合わないでしょう、日照権、向こうの隣のマンションの日照権というのはね。そうすると、低くするとそれだけの収益率がないというジレンマになりますから、ちょっと矛盾した話をしてはるなというふうに思いました。

もう一つ、波及効果、経済波及効果、これ人を歩いてもらおうと思えば、それこそ駐車場をちょっと遠くに設定をするとかしないと、歩いて来てもらえないというふうに思うんですけども、そこら辺あたりは１，０００台、２，０００台の車を置くような、そんなのはどういうふうに想定してはるんですか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　かねてから説明をしておりますが、今まさにスマート・ベニューというまちづくり、今、全国的に広がっておりまして、これが鍵となりますのが鉄道でございまして、いかに駅と近接して大量にお客さんを運べるかということでございまして、日本というこの狭い国土の中で、アメリカと違いますので、やはりそういうまちづくり、少しでも歩いてまちを活性化していくというのがまちづくりの今の方向性でございますので、今、仮に５，０００人、６，０００人のアリーナを我々、民間さんと計画したとしても、そのお客さんのための駐車場を設けるということは想定はしておりません。基本的にハンディキャップのある方とか関係者の方の駐車場はもちろん必要だとは考えておりますが、基本的に鉄道輸送であるとか、あとは民間さんの需要と供給の中で近隣で整備されるということも出てくるかも分かりませんが、それが今の国内の大きな流れ、標準でございます。

○委員長（工藤義明）　時間が午前中ということで予定をしておりましたので、残り時間が１０分ほどしかなくなったんですが、あと１人か２人の質疑をお受けしていきたいと思います。

先ほどから手を挙げていただいている、田中遼委員。

○委員（田中　遼）　２５ページの資料のところをお願いします。ここに複合アリーナ、交流アリーナということで、議論を踏まえて複合という新しい案が出たこと自体はいいと思うんですけど、この２５ページの下のところに、Ａ、Ｂ、Ｃブロックの民間施設は、商業や宿泊等の機能を想定しており、Ｄブロックの方向性を受けて今後、検討を深掘りという書き方がしてあります。これはＡの市民広場も見直す対象に入っているのかということが知りたいです。私自身もこの複合のアリーナは長崎で見たことありますけど、長崎の複合アリーナにはこのような市民広場は一切ありません。複合になったのであれば、それに応じてこのＡの市民広場というのも見直し対象になると考えているのですが、いかがでしょうか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　この注釈のＡ、Ｂ、Ｃブロックの民間施設は商業や宿泊等の機能を想定しており、Ｄブロックの方向性を受けて今後検討、深掘りといいますのは、複合交流アリーナがどういう形になって、これができることによってどれぐらいのホテルの需要が出てくるのかとか、飲食店も、何もない場合の飲食店の想定と、このような

アリーナができたときの飲食店の想定というのは変わってまいりますので、それによって、もちろん市の交流施設、コミセンとか行政機能も配置をする予定でございますので、ここの、今、このコメントとしてはこのボリューム感、これをどの程度になるのか、実はすごくホテル需要が高くなったら、もう少しホテルとしての規模も大きくなるよという、あくまでもこれはイメージですよということを表現するためのものでございますので、ちょっと今深く考えておられる、そこまでの今検討で書いているものではございません。

○委員長（工藤義明）　田中遼委員。

○委員（田中　遼）　今のボリューム感というのは、市民広場の面積の変更に関しては検討の余地はあるということでよろしいでしょうか。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　ここの市民広場というかＡブロックに関しましては、単なる市民広場ではなしに、飲食であるとか、市民が交流できるような場所というイメージを持っておりますので、今、委員がおっしゃる市民広場のちょっと定義が我々とずれていたらあれなんですけど、市民が自由に使えるようなスペースというイメージで持っておりますので、その面積がどうこうというのは、もうこれ、Ａブロックは５，４００平米の中でそういう機能を組み込んでいくということでございます。何か芝生広場の面積とかそういうイメージですかね。そこについては、今後は検討していきますが、我々まちづくりとして考えていくときに、奥に人がたくさん動く機能を置いた場合に、一定やっぱり憩いであるとかくつろぎのスペースというのは設けてはいかないといけないと考えております。

○委員長（工藤義明）　手短にすみません、お願いします。

田中遼委員。

○委員（田中　遼）　先ほども指摘がありましたけど、今回コンサルの規模も４，９００万と非常に高額になっております。私もその割には細かい数字が抜けているなという印象があります。これコンサルが仕事をした部分というのを大まかにこの資料の場合、どこの部分がそのコンサルの力を借りて出来上がった部分というのかを教えていただきたいです。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　繰り返しになりますが、今回の委託業務に関しましては、ＡからＥまでの５つのブロックの２万６，０００平米の基本計画の策定業務でございまして、今この資料につきましては、その中のＤブロックの方針を示すための資料でございますので、これをもって、この成果品がそれだけの金額の成果品ではないということを

ご認識いただきたいのと、この資料につきましても、もっと多大なバックデータのもとで、本日はちょっと１時間もかかりましたけれども、ご説明をさせていただくために抽出をさせていただいた内容でございまして、これが全てとかではございません。

○委員長（工藤義明）　田中遼委員。

○委員（田中　遼）　アリーナというのは、ラテン語で砂という意味らしいですけど、砂上の楼閣にならないように、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（工藤義明）　石川委員。

○委員（石川恵美）　私もいくつか質問をさせていただきます。

まず、１つ目、２２ページになりますね、市民が利用しやすく十分な規模の文化機能を再整備できるとありますが、十分な規模の文化機能というのはどのようなものなのか教えてください。

それと、引き続き、安全・安心のまちのところで、シビックプライドとなるようなことが書かれていますが、野洲市民は本当にアリーナをシビックプライドと感じるのか。最大限の調査をされていると思いますけれども、根拠を教えてください。

それともう一つ、先ほどから政策監の口からも国の補助金などをというお話が出てきていますので、ちょっと心配なことがありますので確認をさせていただきたいと思います。文部科学省の文書管理室のほうから、公益財団法人滋賀レイクスターズが今年の当初にスポーツ庁に提出された１，５００万もの国庫補助金をもらわれることになったスポーツコンプレックス推進事業についてちょっとお聞きします。

企画提案書を全部公開の形で頂きました。スポーツ庁は、全部黒塗りの櫻本市政とは違って透明性の高いものを頂くことができました。その中で、驚くべきことが書かれておりました。最大規模となるＤブロックでは、２０２５年秋に３つの構想案が市から出され、市議会などでの比較検討を得て、アリーナ案への支持が最も高い結果となったということが書かれております。これは櫻本市長に認識をお伺いしますが、櫻本市長は市議会で比較検討してアリーナ案への支持が最も高い結果となったということを認識されていないと思うのですが、どうでしょうか。これはちなみに４月２４日に申請書が打ち切られている事業であります。お願いします。

○委員長（工藤義明）　小池政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明）　まず、１点目、エンターテインメントアリーナ整備案

の文化機能の維持の点でございます。市民が利用しやすく十分な規模の文化機能を再整備できると考えられるというこの根拠でございますが、まず、観賞の場と発表の場というのはちょっと切り離して考えておりまして、今現状で小劇場が３００人の規模でございます。施設規模としては。まず、発表の場として３００人以上の場所は確保できるんじゃないかと考えております。多目的ホールという形でです。あと、鑑賞の場につきましても、今現状、２年ほど閉館をしておりますが、文化ホール以上の日数で興行が可能、鑑賞の場というのが設けられるんじゃないのかなという認識のもとの内容でございます。

１つ目。

○委員長（工藤義明）　失礼、答弁中ですが、もう１２時の時間が来たんですが、今、答弁をしていただくのには一応区切りをつけたいので、もう少しこのまま続けさせていただくということでいきたいんですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤義明）　それでは、小池政策監、引き続きお願いいたします。

○政策調整部政策監（小池秀明）　あと、今年度基本計画を取りまとめさせていただきたいと考えておりまして、この内容については、市民の皆様にも積極的に野洲市が今どういうまちづくりを進めたいと考えているのかというのを、説明の機会を設けさせていただく予定でございます。その中で、我々としては、やはり市民の皆さんが誇りを持って喜んでいただけるというか、前に向いていただけるようなまちづくりを進めていく中で、シビックプライドというのは醸成されていくのかなと考えておりますので、このような表現をしております。

また、もしアリーナができましたら、まちの認知度というのは向上していくんじゃないかと考えております。

○委員長（工藤義明）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、公益財団法人滋賀レイクスターズさんの国への申請のことだと思いますが、結論的にこの申請に関しまして市が関わっているということはございませんので、その中身につきまして、ちょっとお聞きいただいても正直答えられないというのが正直なところであります。財団は財団なりに市議会の議論を聞いていただいて、その所見をお述べになられるというか、記載されたのではないかなということでありますので、これのどうのというのはなかなかお答えできる立場にないというところかなというふうに思っております。

○委員長（工藤義明）　石川委員、もう最後の質問でよろしいですか。
○委員（石川恵美）　工藤委員長にちょっと事実確認をさせていただきたいんですが、今までこの特別委員会の審議の中で、市議会が比較検討してアリーナ案への支持が最も高い結果となったということを述べられているのは、これ、結論が出たと考えておられますか。
○委員長（工藤義明）　そのことについては、今市長のおっしゃったことと一緒ですが、この議会の中でそういったはっきりとしたものは、今まで出ていないというふうに承知しております。
○委員（石川恵美）　もうちょっとだけいいですか。
○委員長（工藤義明）　どうぞ。
○委員（石川恵美）　ということであれば、これはレイクスが書いてスポーツ庁に申請されたということは虚偽の内容ということになるような気がするんですけど、小池政策監は虚偽だとこれは思われませんか。虚偽の申請ならば、補助金の決定を取消しも想定をできますが、これは心配ないでしょうか。
○委員長（工藤義明）　小池政策監、答えられますか。
○委員（石川恵美）　というのは、これをなぜ聞きたいかというと、違うページにもこれが書いてあるんですけれども、これから１１月にアリーナの協議会を立ち上げて、座長がレイクスと未来創造課さん、されています。ここに参加団体として野洲市議会も載っています。これについて知らないでは済まないと思いますので、これを小池政策監が市長に知らないで勝手に進めているのかどうかの確認だけさせてください。
○委員長（工藤義明）　小池政策監。
○政策調整部政策監（小池秀明）　今のこの文言に関しては、私も市長と同じ認識でございまして、出された方が、これまでの議論を客観的に見られてそう思われたのではないか、所感を書かれているのではないかと考えておりますし、ちょっと誤解をいただくとあれなんですけど、市がこれは出したものではございませんし、市が確認をして出されたものではなくて、これまでから公益財団法人さんにおかれましては、もう１０年以上になる、１０年になるのかちょっと分かりませんが、かねてから滋賀県内でエンターテインメントアリーナが必要だという認識のもとで様々な取り組みを積み重ねてこられた内容としてスポーツ庁に上げられたものでございまして、野洲市が今これをエンターテインメントアリーナ整備のために補助していただくようなものではございませんので、市としてどう考えているとおっしゃられると、ちょっと我々としては、我々は我々で頑張っておりますし、公

益財団法人さんにおかれましても、かねてから、以前からの願いというか、まちづくりの方針として滋賀県の貢献として取り組まれていることを今、国に提案されて、採択を受けられたんじゃないかなと考えております。

○委員長（工藤義明）　益川委員、申し訳ないですけども、ここまで時間をちょっと延長させていただきまして、午後からのまた予定もございますので、本当に申し訳ありませんが、今日の委員会は、この時間をもちまして一応締め切らせていただきます。

それで、今後この特別委員会、内容について日々変化もしていく部分があるかと思います。１２月からは議会がまた始まりますけども、できれば早い段階で、この特別委員会をまた設けるということで行政側の進歩の具合、進め方については説明をお願いしたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤義明）　それでは、これをもちまして、本日の整備特別委員会を終了させていただきます。皆さんのご協力ありがとうございました。（午後０時０６分　閉会）